

1. 件名:国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の設置
変更許可申請に係る事業者とのヒアリング(36)

2. 日時:令和2年8月20日(木)13:00~13:45

3. 場所:原子力規制庁10階南会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、細野企画調査官、小舞管理官補佐、

有吉上席安全審査官、片野安全審査官、加藤原子力規制専門員、

佐々木技術参与、山田係員、加藤係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所

高速実験炉部 部長 他10名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、審査会合再開後のスケジュール等について、提出資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から、以下の点を伝えた。

- ・後続の審査に影響を及ぼす可能性のある審査項目を、最優先の審査事項として、審査会合の早い段階から議論したいという要望については承知した。
- ・一方で、配付資料の審査会合スケジュール案では、最優先の審査事項として提示している第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)、第8条(火災による損傷の防止)、第43条(試験用燃料体)、第53条(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止(BDBA))を再開後の審査会合の奇数回に行い、その他の審査事項を偶数回に行うとしているが、最優先としている上記の審査事項に加え第4条(地震による損傷の防止)は、審査上の論点があると考えており、時間を確保したいと考える。このため、これらの優先審査事項については審査会合で先に集中して議論し、その他の審査事項についてはその後の審査会合で議論するようになりたいと考えている。

○原子力機構から、承知した旨の返答があった。

6. 提出資料

資料1:「常陽」新規性基準適合性に係る審査会合再開に向けた議題の整理